

仕 様 書

この仕様書は、今次執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所管理者及び立会人ならびに投票日当日の投票事務従事者等の昼食・夕食の弁当製造及び配達業務を示すものである。

1. 実施日・数量・配送場所（公示日が7月3日の場合）

（参考例）公示日が変更になった場合は、公示日の翌日からの17日間とする。

実 施 日	数量(昼食)	数量(夕食)	配送場所
7月4日(金)	3	3	〃
7月5日(土)	3	3	〃
7月6日(日)	3	3	〃
7月7日(月)	3	3	〃
7月8日(火)	3	3	〃
7月9日(水)	3	3	〃
7月10日(木)	3	3	〃
7月11日(金)	3	3	〃
7月12日(土)	3	3	〃
7月13日(日)	3	3	〃
7月14日(月)	3	3	〃
7月15日(火)	3	3	〃
7月16日(水)	3	3	〃
7月17日(木)	3	3	〃
7月18日(金)	3	3	〃
7月19日(土)	3	3	〃
7月20日(日)	2	2	〃
〃	6	6	上福島小学校
〃	6	6	福島小学校
〃	6	6	玉川小学校
〃	6	6	野田小学校
〃	6	6	吉野小学校
〃	6	6	野田中学校
〃	6	6	大開小学校
〃	6	6	鷺洲小学校
〃	6	6	海老江東小学校
〃	6	6	海老江西小学校
合 計	110	110	

2. 弁当単価： 昼食分@800円(税込)・夕食分@850円(税込)の弁当を用意すること。

3. その他

- ・コンペ開催時に採用した弁当を用意し、全日分同内容で配送すること。
- ・昼食分の配送時間については午前10時30分～午前11時までとする。
- ・夕食分の配送時間については午後4時30分～午後5時までとする。
- ・昼食時のゴミについては夕食分配送時に持って帰ること。
- ・夕食時のゴミについては翌日の昼食分配送時に持って帰ること。
(投票日当日の夕食時のゴミについては翌日福島区役所まで引取りにくること。)
- ・投票日当日の納品書については、各投票所ではなく福島区役所へ提出すること。
- ・飲食店営業の許可条件に「放冷の必要な折詰弁当及び仕出し料理の調製は認めない」の許可条件が付されていないこと。
- ・直近1年以内に食中毒等により食品衛生法に基づく営業許可停止措置を受けていないこと。
- ・本仕様書に疑義があるときは、契約までに担当(福島区役所企画総務課：岩男・水越)まで問合せること。
- ・大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。
- ・契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。
- ・搬入に際しては細心の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。
- ・契約の締結は公示日以降選挙の実施が確定後とする。

(参考)

福島区役所	大開 1-8-1	野田中学校	吉野 5-9-4
大開小学校	大開 2-10-28	鷺洲小学校	鷺洲 5-6-8
上福島小学校	福島 7-4-33	海老江東小学校	海老江 1-6-19
福島小学校	福島 4-5-6	海老江西小学校	海老江 8-1-10
玉川小学校	玉川 2-13-16	吉野小学校	吉野 3-10-5
野田小学校	野田 5-13-22		

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること